

回答

○ ご指摘は、民進党宮崎県総支部連合会に関するものであり、当時幹事長として渡辺が会計責任者の立場にありました。同党は現在存在せず、継続政党にも所属しておりません。そのような状況の中、継続政党にもご協力を戴き、可能な限り状況把握に努めました。

○ 以下、貴団体が民進党本部の支出があったと指摘する日付を基準に回答します。

○ ご指摘のうち、平成28年度4月3日、21日、12月26日分については、民進党本部収支報告書等でもわかるように、党本部からの支出はありません。

○ また、平成29年度4月21日、11月18日、12月9日分については、党本部支出と県連支出は別の出張に対するものです。なお、収支報告書記載の日付は受領日であり、支出の目的のあった日付とは異なります。

○ 平成29年度9月30日分に関連してご指摘の県連9月29日分、加えてそもそも党本部から支給された事実のない平成28年度4月21日分に関連してご指摘の県連4月20日分は、別人物による党務に対する支出です。

○ 宮崎1区総支部の平成29年度4月5日分は、ご指摘の党本部および県連との関連はありません。

○ 平成28年度5月26日、平成29年度5月25日分の指摘は、党本部収支報告書に支出の記載がありません。そこで、ご指摘が党本部において支出事実のある平成28年5月31日および平成29年5月26日の誤りであるとの前提で確認したところ、平成29年度4月3日分を含め3件が当時の状況を十分に確認することができず、経緯が不明です。

○ そのため、事実関係は不明ですが、僅かな可能性であっても懸念を残さないため、該当額22万8180円を9月3日に後継団体である国民民主党宮崎県総支部連合会に寄付致しました。なお、これまで政治団体への寄付を理由に寄付控除を受けたことはなく、今後もありませんので、今回の寄付による税制上の優遇等を受けることはありません。

○ なお、一連の確認・対応については、顧問弁護士に相談の上、決定致しました。

2020年9月3日

渡辺創 事務所